

各委員提出資料

目 次

- 松田委員提出資料 ····· P. 1
- 若盛委員提出資料 ····· P. 3

1) 保育時間について

全国的な地域と家庭の現状を、共通認識した上で議論して欲しい。

こどもが育つ環境としてこども園、地域をみていく

保育時間の長短だけで議論すべきではない。「保育時間」以外も、子どもが育つ環境が保障される必要がある。

すべての子どもがまちで育つことを勘定に入れた環境作り

子どもが自由に遊べる“サンマ”（空間・時間・仲間）を。

こども園は、貴重なインフラ。ハコや園庭など、ハードとしての機能だけでなく、

職員の専門性をどう活かしていくか。

限られた時間、限られた児童だけのものにせず、保育時間外の子どものいる暮らしのデザイン、環境に対して働きかけられるのも、こども園に求められている専門性であると考える。

2) こどもの発達（発達の特性・発達過程）について

身体・生理機能の発達、認知発達を中心に、きっちり確認できるものにしてほしい。

「家庭に資する」要素について

家庭にむけて、理解ためにやさしく書くというよりは、その子なりの成長を喜べるような、支えであったり、指導的にならずにどう伝えるか、こうでなければならない、といった伝わり方がないように、といった解説書が必要かもしれない。

保育の現場は、福祉的な要素が強く、大変な状況の子どもたちを支えなくてはならなくなっているという状況がある。また、子どもの発達に関して知識を持たないまま子育てに突入している親たちがほとんどな現状で、本来家庭でしていた機能も園での役割になっていることもあり、負担が大きい。発達は大きなキーワードとなっていく。

こども園での子どもの発達に関する地域での役割、子育て支援への提案

地域子育て支援拠点においては、ガイドラインの作成など、当事者性を活かした活動を展開してきた。こども園においても、地域子育て支援で発達を伝えていくを実施する際には、地域の NPO や当事者、サークル等を巻き込んだ運営が求められる。

いずれにしても、子どもの発達に関しては指針の根幹であるので、第 2 部の子ども園に関する記述だけでなく、第 1 部の理念的なところへあわせての記述が必要だろう。

「こども指針（仮称）」WT第4回資料

特定非営利活動法人全国認定こども園協会

○ 教育時間・保育時間についての考え方

※名称の統一性について

認定こども園として幼保一体を目指す保育に向かうことを前提とする場合、0歳から就学前までの乳幼児に、子どもの育ちを中心とした捉え方を大前提とし、適切で望ましい環境の下で生活と学びの保証を考えた場合「子どもの育ちは幼保の制度の枠を超えて、全て等しく育ちを保証していく。」事から、「教育時間」と「保育時間」に分けずに発達を中心に考えると「保育時間」に統一することを願う。

1) 1日の教育・保育時間について

今まで私達は施設の中での保育時間を中心に考えていたが、「こども指針（仮称）」では、施設を含む地域の中で子どもを育てていくという考え方及び、0～就学前のすべての子どもの社会教育保障という視点を前提として考えなければならないと思う。

現行の幼稚園における教育時間4時間を標準とする短時間保育の考え方、保育所の示す保育時間8時間及び開所時間を11時間とする長時間保育とする考え方では、施設の中で過ごすすべての時間を保育時間や教育時間という考えにはならない。

幼稚園の現情ではすでに4時間という教育時間より園で過ごす時間は増えている。また、保育所の基本保育時間は8時間であったが11時間開所せざる得ない状態である。幼稚園でいう年間保育週数を39週以上、保育所でいう開所時間11時間300日という現行の教育・保育時間を、保護者のニーズに合わせた選択肢の生かせる、ある程度の幅を持たせた考え方で示していく事が望ましいと考える。

○ 子どもの発達の特性に関する基準の取り扱い

現行の幼稚園教育要領・保育所保育指針を軸としてまとめていけばよいと考える。また、「こども指針（仮称）」で子どもの発達の特性や発達過程に関する基準について記載されたことは、次代を担う子どもを家庭と地域そして施設が一体となって育んでいくということからも、施設だけの取り扱いではなく、日本の社会全般に周知していくことが必要であると考える。

○ 子どもの発達過程に関する基準上の取り扱い

幼稚園教育要領・保育所保育指針でも述べられているように、乳幼児期の子どもの発達には個人差が著しいことを鑑み、大枠で捉えていくことを基本とした考え方方が望ましいと考える。

原則として既存の幼稚園教育要領と保育所保育指針を一体にした「こども指針」の名称で統一することが現場での取り組みでは理解しやすくなるものと思う。

① こども指針に記載すべき事項

総則に入る内容

- ・目指すべき目的及び理念として、「子どもの命を守ること」「子どもの福祉が保障されること」
「この国の子どもをどう育てていくのか」の一本の基本ライン（指針）を貫く理念や
子ども観を第一義的に押えていくことが重要である。
- ・保育の質を担保するためには幼稚園と保育所の文化や歴史を生かしたものとする。
- ・新たに別のものを作るという発想ではなく、既存のもののエッセンスを抽出していく。
- ・子どもの主体性をイメージ出来るような言葉遣いとする。
- ・文化的価値として児童憲章や児童の権利条約に記されているような子どもの捉え方、
最善の利益を保証する乳幼児期の保育に関する哲学・文化的価値と原理が明確に前文
として出される事が重要。
- ・「日本国憲法」及び教育基本法第一章「教育の目的及び理念」第十条（家庭教育）・
第十二条（幼児教育）、学校教育法・第三章（幼稚園）及び「児童福祉法」に基づいた
内容を組み込む。
- ・質の保障の観点から、施設における保育・教育の基準（ナチュラルスタンダード）と
して位置づける。
- ・2部構成で、I部は法的拘束力を持たず、2部は法的拘束力を持つ者として作成する。
- ・解説書は保護者や社会一般の人に具体的に良く解る指針解説書を作成する。
- ・こども指針に基づき提供された幼児教育・保育について、資格の共通化を始めとした
こども園としての機能の一本化を図る。
- ・社会で必要とされる人間味あふれる大人を目指し、より質の高い保育を目指した内容
とする。

② 基準の記述法

- ・こどもの保障されるべき経験と終了時点で望まれる子どもの姿の記載による基準とし、
改定したばかりの指針と要領を最大限生かしていく。
- ・国は幼児教育・保育の基本的事項としての発達の特性案を作成し、全国胸中のものと
することが大切。
- ・具体的な内容を極力わかりやすく解説しておくことが重要。

③ こどもの発達過程に関する基準上の取り扱い

- ・現行の幼稚園教育要領と保育所保育指針を融合させた「保育過程」とし、0歳からの
育ちの特徴を発達の順序制に合わせて「おおむね～歳」の表現とすることが望ましい。

※「こども指針（仮称）」で、発達過程に関する基準上の取り扱いを考えるにあたり、保幼
小連携を考えるにあたり、現在施行されている小学校へ提出する、幼稚園児指導要録、
保育所児童保育要録、認定こども園こども要録も一本化するべきではないかと提案した
い。

※0歳から就学前までのこどもの育ちは、幼稚園教育要領や保育所保育指針でも明記され
ているように、なだらかな育ちと発達の保障を大前提としていることから、特に0歳か
ら2歳までの保育と3,4,5歳を教育とする年齢で分けるべきものではなく、一貫した生活
の流れを保証していく事が望ましいと考える。